

審査基準新旧対照表

旧	新
<p>審 査 基 準</p>	<p>審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年9月1日作成</p>
<p>法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行令</p>	<p>法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行令</p>
<p>根 拠 条 項：第12条第1項</p>	<p>根 拠 条 項：第12条第1項</p>
<p>処 分 の 概 要：緊急輸送車両の確認</p>	<p>処 分 の 概 要：緊急輸送車両の確認</p>
<p>原 権 者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原 権 者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法 令 の 定 め：大規模地震対策特別措置法第24条 大規模災害対策特別措置法施行令第12条第1項</p>	<p>法 令 の 定 め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条第1項、第2項</p>
<p>審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた福岡県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認められるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2、3以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。 	<p>審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた福岡県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
<p>標 準 処 理 期 間：2日以内</p>	<p>標 準 処 理 期 間：1日</p>
<p>申 請 先：警察署の交通担当課 警察本部の交通規制課 高速道路交通警察隊</p>	<p>申 請 先：警察署の交通担当課 警察本部の交通規制課 緊急交通路の入口に設置された交通検問所</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 警察本部交通規制課規制係（092-641-4141） 高速道路交通警察隊</p>	<p>問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 警察本部交通規制課規制係（092-641-4141）</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>